

営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店及び
その取引先への財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態宣言の対象地域はもとより、緊急事態宣言を回避すべく取り組んでいる地域において、地方公共団体が飲食店に対し営業時間短縮要請を行い、その協力に対する一時金を支給するにあたり、国は財政支援を行っているところである。

本市においても、すすきの地区における飲食店に対し営業時間短縮要請が行われ、要請に応じた飲食店へ協力支援金が支給されているところであるが、営業時間短縮要請の対象となっていない地域、とりわけ対象地域の周辺の飲食店においても、売上が大きく減少する等、深刻な影響を受けており、営業時間短縮要請を受けた飲食店と同様の支援を求める声が高まっている。

また、飲食店の取引先である中小事業者に対し、国は、緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請の影響を受けた飲食店との取引があることを要件とし、一時金を支給するとしているが、取引先も飲食店と同様の影響を受けている現状に鑑みると、その支援の対象の拡大を図る必要がある。

よって、国会及び政府においては、営業時間短縮要請の有無にかかわらず、飲食店やその取引先に対する一時金の支給をはじめとする財政支援を行うよう、所要の措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）3 月 30 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、経済再生担当大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員